

生活保護法等に基づく指定医療機関の申請・届出の簡素化について

平素は、本市生活保護行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、これまで生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「生活保護法等」という。）に基づく指定医療機関の申請・届出（以下「申請等」という。）は、医療機関の所在地を管轄する堺市各保健福祉総合センターを經由して堺市長へ提出していただいておりますが、**令和5年7月1日より生活保護法等に基づく指定医療機関の申請等について、健康保険法による保険医療機関の申請等と同一の契機をもって提出する場合、近畿厚生局を經由して堺市長へ提出することができる**ようになりました。

ただし、以下の場合については、これまでと同様、医療機関の所在地を管轄する堺市各保健福祉総合センターを經由して堺市長へ提出していただきますようお願いいたします。

- | |
|--|
| (1) 健康保険法に基づく保険医療機関の申請等と異なる契機による生活保護法等に基づく申請等
（例）既に健康保険法に基づく保険医療機関の指定は受けていたが、生活保護法等に基づく指定医療機関の指定は受けておらず、新たに生活保護法等に基づく指定医療機関の指定申請を行う場合 |
| (2) 訪問看護ステーションに関する申請等 |
| (3) 医療機関コードの変更を伴わない所在地変更（区画整理による地番変更）に関する届出 |

これまでと同様に、健康保険法に基づく保険医療機関の申請等については近畿厚生局へ、生活保護法等に基づく指定医療機関の申請等は医療機関の所在地を管轄する堺市各保健福祉総合センターを經由して堺市長へ提出していただいても差しつかえございません。また、提出様式については、**近畿厚生局へ提出する場合は近畿厚生局ホームページに掲載されている様式、堺市各保健福祉総合センターへ提出する場合は堺市ホームページに掲載されている様式をご使用ください。**

なお、近畿厚生局を經由して堺市長へ提出する場合についても、これまでと同様、**生活保護法等に基づく指定医療機関の申請等にかかる指定権者は堺市長であることに変わりありません**ので、申請等にかかる決定通知は堺市より通知させていただきます。

また、**申請等の内容について確認が必要な場合には、堺市各保健福祉総合センターまたは生活援護管理課の担当者より内容確認のお電話をさせていただきます。**

ご不明な点等ございましたら、下記の問合せ先までご連絡をお願いいたします。

【問合せ先】

堺市健康福祉局生活福祉部	生活援護管理課	保護係	TEL：072-228-7412
堺市堺保健福祉総合センター	生活援護第一課	給付係	TEL：072-228-7498
堺市中保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-270-8191
堺市東保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-287-8110
堺市西保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-275-1911
堺市南保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-290-1810
堺市北保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-258-6751
堺市美原保健福祉総合センター	生活援護課	給付係	TEL：072-363-9315